

資料 3 - 3

地独評委第 号
令和 5 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 中島 茂

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の役員報酬規程の改正について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 1 月 10 日付け医整 1094 号で通知のあった法人の役員報酬規程の改正については、適当と認める。